

恒常的委託業者との委託契約にかかる人権研修条項の仕様書挿入について 《実施要綱》

1 趣旨

本市並びに本市外郭団体等が恒常的に委託している業務は、本来本市が行わなければならない業務であり、当然のことながら、その業務に携わる企業等も、行政の業務の一端を担っていることを認識し、人権尊重の社会づくりに向けて積極的に取り組む必要があります。

特に、市民と直接接する業務については、本市職員同様の人権感覚・資質が求められることから、委託契約時の仕様書に従業員に対する人権研修の実施条項を挿入することにより、契約企業等の主体的な人権問題についての取り組みを促すものです。

2 委託業者の範囲

日常より市民と直接接するが多く、恒常的（年間を通じ）に業務を委託している業者。

3 挿入文

「受託者は、従事者がさまざまな人権問題について正しい認識を持って業務の遂行をするよう、適切な研修を実施すること」

4 実施報告書の提出

契約業務終了時（履行確認時）に、「令和〇〇年度人権問題研修実施報告書」（別添）を契約所属で受領のうえ、その写しを大阪市人権啓発・相談センターへ提出してください。

〔市民と直接接する機会の多い業務〕

次に掲げる委託業務をいう。ただし、本市職員及び特定の業者のみが利用し、市民が利用しない庁舎、施設に係る委託業務は含まない。

（1） 庁舎の管理及び警備業務

市民の利用する時間内に、庁舎・施設の付設駐車場・駐輪場を管理する業務、庁舎施設を警備する業務

（2） 庁舎の案内業務

市民の利用する時間内に、庁舎・施設で受付・案内・誘導する業務

（3） 庁舎の清掃業務

市民の利用する時間内に、庁舎・施設の清掃をする業務

（4） 市民に対する派遣・介護業務等

ア. 高齢者等の訪問看護等（ホームヘルプサービス等）

イ. 身体障がい者等の介護（ボランティアによるものを含む）・訓練・相談（デイサ

ービス等)

- ウ. 生活相談・医療相談
- エ. その他、これに類する業務

(5) その他、市民と直接接する機会の多い業務

例：宿日直、販売、靈園管理、医療業務補助 他

附則 本要綱は、平成 8 年 2 月 29 日から施行する。

附則 本改正要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附則 本改正要綱は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

附則 本改正要綱は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

附則 本改正要綱は、平成 26 年 2 月 1 日から施行する。

附則 本改正要綱は、平成 30 年 11 月 27 日から施行する。

附則 本改正要綱は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

【様式 1】

令和 年度 人権問題研修実施報告書

令和 年 月 日

所管局・担当名		担当者名	連絡先（電話番号）
団体・事業者名			
団体・事業者の種別等（該当の番号に記入ください。）			
1	外郭団体等		
2	委託業者（委託している業務名を下記に記入ください。）		
3	指定管理者（管理している施設名を下記に記入ください。）		
所在地	〒 —		
Tel		Fax	電子メール
従業員数(正規職員、非正規職員)			

令和 年度 人権問題研修実施報告書

【様式2】

月 日	区分	研修テーマ	講師・研修方法	会 場	時間数	対象(受講人数)
(例) 3月14日	⑤	パワハラ防止他	講師名:〇〇 〇〇 研修方法:経営層人権啓発講座	大阪市中央公会堂	3時間	管理職(2名)

* 区分: 次に該当する研修の番号を記入ください。

- ① 自社(貴団体)独自で行う研修
- ② 所管局が主催する研修
- ③ 市民局ダイバーシティ推進室が市民啓発として実施している事業(出前講座等)
- ④ 区が中心となって実施している事業(人権講演会、人権展等)
- ⑤ 大阪市人権啓発・相談センターが企業啓発として実施している事業(人権啓発基礎講座・経営層人権啓発講座等)
- ⑥ その他:上記に当てはまらないもの

* 受講職員(人数):自社(団体)の管理職、その他の団体常勤職員、非正規職員に分けて、受講人数を記載してください